

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 労働条件の明示の方法 —

Q: 労働条件の明示がメールやSNSでもできるようになったと聞きました。どこでも確認でき簡単に便利そうですが、何か注意が必要なことはありますか？

A: 労働契約締結の際には、使用者が労働者に**労働条件を明示する義務**があり、その中でも次の事項については**書面の交付**により明示する必要があります。

- \* 労働契約の**期間**
- \* 有期労働契約の**更新の基準**
- \* 就業場所・従事すべき業務
- \* **始業・終業時刻、所定労働時間越えの労働の有無、休憩時間、休日、休暇等**
- \* **賃金の決定・計算、支払方法、賃金の締切・支払時期、昇給に関する事項**
- \* **退職（解雇を含む）に関する事項**



これが労基法施行規則の改正により、平成31年4月1日から、**労働者が希望した場合にはFAX・電子メール・SNS等でも明示できるようになりました**（注意：ブログやホームページへの書き込みによる明示は認められません）。**出力して書面を作成できるものに限られ**、また、以下の点に留意する必要があります。

- 労働者が**本当に電子メール等による明示を希望したか**、個別・明示的に確認
- **本当に到達したか**、労働者に確認
- **なるべく出力して保存**するよう労働者に伝える  
**原則として書面の交付が必要なことはわかりありません。**労働条件の明示は、後日の紛争の未然防止のためにも大変重要ですので、使用者・労働者ともに確認できるものにしましょう。



2019年  
5月号



## 法改正ニュース

### — 国民年金保険料の産前産後期間免除 — (平成31年4月1日～)

【免除期間】

出産予定日又は出産日が属するの前月～4ヶ月間  
(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3ヶ月前～6ヶ月間)

【対象者】

「国民年金**第1号**被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

【届出時期】

出産予定日の6ヶ月前から届出可能

【届出先】

住民登録をしている市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口



### — 子ども・子育て拠出金の引上げ — (平成31年4月1日～)

(従前額) 0.29%⇒(平成31年度) **0.34%**  
※「被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額・標準賞与額×拠出金率」の額の総額(全額事業主負担)

### — 在職者齢年金の支給停止基準額変更 — (平成31年4月1日～)

(従前額) 46万円⇒(平成31年度) **47万円**  
※支給停止調整開始額(28万円)は変更なし



## 最近のニュースから

### 求人募集に受動禁煙対策明示義務

厚生労働省は、企業に対し、求人募集を出す際、企業が講じている受動禁煙対策を明記するように義務付けると発表した。改正健康増進法の全面施行に合わせ、2020年4月から適用となる。